

24こ未第127号  
平成24年5月1日

各 市 町 長 様  
(保育所担当課長経由)

長崎県こども未来課長  
(公印省略)

保育所関係事務の取扱いについて

平素より、本県の児童福祉行政に対し、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、今般、乳児室及びほふく室の面積基準について及び各種届出事務の取扱いについて、別紙のとおり見直しを行うこととしましたのでお知らせします。

つきましては、貴管内の保育所に周知いただき、併せてご指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。



担 当：こども未来課幼保連携班 林田  
T E L：095-895-2684  
F A X：095-895-2554  
E-mail：ryu2.rjn@pref.nagasaki.lg.jp

## 1 乳児室及びほふく室の面積基準の取扱いについて

### ① 設置認可及び定員変更時の審査

0歳児の定員は、乳児室の面積を1.65㎡で除した範囲内で設定すること。

1歳児の定員は、ほふく室の面積を3.3㎡で除した範囲内で設定すること。

乳児室とほふく室を一の部屋で運営する場合は、0歳児の定員1人につき1.65㎡、1歳児の定員1人につき3.3㎡が確保されていること。

なお、定員変更時に限り、乳児室・ほふく室の面積基準を超えて0～1歳児の定員設定が行われている場合には、保育室全体で総定員数による面積基準が満たされているか確認を行う。

### ② 入所決定等における市町の対応

ほふくをする子ども、しない子ども及び1歳児の満年齢を確認し、それぞれの面積基準を確保した上で入所可能かの判断を行う。その場合、便宜的にほふくする・しないを月齢による等の判断基準を設定することは妨げない。ただし、ほふくしない子どもであっても、いずれほふくすることを考慮の上、判断する必要がある。

### ③ 指導監査時における取扱い

監査基準日現在、ほふくする・しない子を把握した上で、それぞれの基準面積を満たすか確認する。

### (参考)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について（平成23年10月28日雇児保発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）で示された取扱い

① ほふくをしない子ども1人につき1.65㎡の乳児室を確保すること。

② ほふくをする子ども（立ち歩きをはじめた子を含む）1人につき3.3㎡のほふく室を確保すること。

③ 乳児室とほふく室を一の部屋で運営する場合は、安全の確保に留意し、それぞれの面積基準を確保すること。

※ ほふくする・しないの内訳についての留意事項

0歳児においては、満1歳に達する以前にほふくをする子どもが相当数みられること。

1歳児においては、そのほとんどがほふくする子どもであること。

④ 既存施設で、面積基準に抵触している場合は、定員や部屋割りを調整して、できるだけ速やかに面積基準を確保すること。

## 2 各種届出事務の見直しについて

### ① 理事長変更届の提出（新設）

理事長変更届については、児童福祉法施行規則第37条第5項に基づき「法人格を有することを証する書類」に変更があったものとして提出を求める。

なお、その他「法人格を有することを証する書類」の変更事項（法人の名称、主たる事務所所在地）については、定款変更認可申請として提出される事項でもあるため省略する。

### ② 所長変更届の様式変更（所長設置単価承認申請書との統合）

これまで、児童福祉法施行規則第37条第6項による届出の対象となる「経営の責任者」は「施設長（所長）」とし、福祉の実務に当たる「幹部職員」については「主任保育士等」と解し、所長を変更する場合は「所長変更届」と同時に変更後の保育単価について「所長設置単価承認申請書」の提出を求めていたが、今後については、両者を統合した「保育所長変更届兼所長設置単価適用申請書」として提出を求める。

なお、「幹部職員」を変更する場合については、引き続き届出を要しないものとする。また、公立保育所の場合については、「所長変更届」のみの提出とする。

### ③ 保育所関係各種届出様式一覧

	届出事項	公立様式	私立様式
1	名称・位置変更届	様式第1号 施行規則第37条第5項	
2	規模構造・定員変更届	様式第2号 施行規則第37条第4項	様式第3号 施行規則第37条第6項
3	所長変更届（兼所長設置単価適用申請書）	/	
4	所長変更届		
5	理事長変更届	/	
			様式第6号 施行規則第37条第5項

### ④ 登所バス・行事バス運行届の廃止

登所バス・行事バスの取得、更新については、これまで市町担当課へ相談の上、事前に県へ届け出ることとしていたが、登所バス等の購入費・維持費は運営費からの支出が認められていること、登所バス等を運行する地域に偏りがあり届出が形骸化していることから、今後においては、下記のとおり取り扱うこととする。

#### ア 登所バス・行事バスの導入（新規取得）

近隣の保育所との調整を十分図った上で、事前に市町担当課へ報告（※）を行うこととし、市町においては、交通事情・地理的条件を勘案するとともに、近隣保育所との無用の軋轢を生じないように配慮すること。

イ 登所バス・行事バスの更新（車両入替え）

一義的には保育所の判断で足りることとする。

なお、バスの運行にあたっては、引き続き、行事計画や運行日誌等を整備した上で、使用目的及び使用状況について適正に管理しておく必要があること。

※ 報告様式については「参考例」参照

(様式第1号)

平成 年 月 日  
番 号

長崎県知事 中村 法道 様

設置主体所在地  
設置主体  
代表者名

児童福祉施設（保育所）の（名称・位置）変更届

このたび下記のとおり変更したので、児童福祉法施行規則第37条第5項の規程に基づき届け出ます。

記

1 変更事項

変更内容	新	旧	備考
I 名称			
II 位置			

※「新」欄は変更する箇所のみ記入し、「旧」欄はすべて記入すること。

2 変更した理由

3 変更による事業開始年月日 平成 年 月 日

(添付書類)

- ・理事会議事録の写し
- ・所在地が変更されていることがわかる書類（登記事項証明書等）の写し

(様式第2号)

平成 年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

市町長名

印

児童福祉施設（公立保育所）の（規模構造・定員）変更届

このたび下記のとおり標記変更をいたしたいので、児童福祉法施行規則第37条第4項の規定に基づき関係資料を添えて届け出ます。

記

- 1 名称
- 2 種類 保育所
- 3 位置
- 4 変更事項

変更内容	新	旧	備考
I 設備の規模及び構造			増改築部分を明示すること。
(1) 敷地	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
(2) 構造	造 階建	造 階建	
(3) 建面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
(4) 設備内訳			
ア 保育室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
イ 遊戯室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
ウ 乳児室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
エ ほふく室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
オ 事務室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
カ 医務室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
キ 調理室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
ク 職員休憩室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
ケ 会議室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
コ 倉庫	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
サ 廊下	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
シ 便所	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
(児童用大便器)	か所	か所	
(児童用小便器)	か所	か所	
(職員用便器)	か所	か所	
ス 浴室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
セ その他	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
(5) 屋外遊戯場	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

変 更 内 容	新	旧	備 考
II 定 員 数			
(1) 総	人	人	
(2) 内			
ア 乳 児	人	人	
イ 1 歳 児	人	人	
ウ 2 歳 児	人	人	
エ 3 歳 児	人	人	
オ 4 歳 児	人	人	
カ 5 歳 児	人	人	
III 職 員 数	人	人	
(1) 総	人	人	
(2) 内			
ア 施 設 長	人	人	
イ 主 任 保 育 士	人	人	
ウ 保 育 士	人	人	
エ 看 護 師	人	人	
オ 調 理 員 等	人	人	
カ 嘱 託 医	人	人	

(注) 「新」欄は変更する箇所のみ記入し、「旧」欄はすべて記入すること。

5 変更しようとする理由

6 変更による事業開始予定年月日 平成 年 月 日

(添付書類)

(1) 建物その他設備の規模構造の変更の場合  
図面、写真

(2) 運営方法(定員)の変更の場合  
平面図(各室の面積がわかるもの)、職員名簿(新規採用職員については履歴書及び保育士資格証(写))、入所児童数の推移表等

(様式第3号)

平成 年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

設置主体所在地  
設置主体  
代表者名

印

児童福祉施設（私立保育所）の（規模構造・定員）変更届

このたび下記のとおり標記変更をいたしたいので、児童福祉法施行規則第37条第6項の規定に基づき関係資料を添えて届け出ます。

記

- 1 名称
- 2 種類 保育所
- 3 位置
- 4 変更事項

変更内容	新	旧	備考
I 設備の規模及び構造			増改築部分を明示すること。
(1) 敷地	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
(2) 構造	造 階建	造 階建	
(3) 建面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
(4) 設備内訳			
ア 保育室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
イ 遊戯室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
ウ 乳児室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
エ ほふく室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
オ 事務室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
カ 医務室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
キ 調理室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
ク 職員休憩室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
ケ 会議室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
コ 倉庫	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
ク サ 廊下	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
シ 便所	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
(児童用大便器)	か所	か所	
(児童用小便器)	か所	か所	
(職員用便器)	か所	か所	
ス 浴室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
セ その他	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
(5) 屋外遊戯場	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	



変 更 内 容	新	旧	備 考
Ⅱ 定 員			
(1) 総 員 数	人	人	
(2) 内 訳			
ア 乳 児	人	人	
イ 1 歳 児	人	人	
ウ 2 歳 児	人	人	
エ 3 歳 児	人	人	
オ 4 歳 児	人	人	
カ 5 歳 児	人	人	
Ⅲ 職 員			
(1) 総 員 数	人	人	
(2) 内 訳			
ア 施 設 長	人	人	
イ 主 任 保 育 士	人	人	
ウ 保 育 士	人	人	
エ 看 護 師	人	人	
オ 調 理 員 等	人	人	
カ 嘱 託 医	人	人	

(注) 「新」欄は変更する箇所のみ記入し、「旧」欄はすべて記入すること。

5 変更しようとする理由

6 変更による事業開始予定年月日 平成 年 月 日

(添付書類)

(1) 建物その他設備の規模構造の変更の場合

理事会等の議事録の写し、図面、写真、建設資金額と内訳

(2) 運営方法(定員)の変更の場合

理事会等の議事録の写し、平面図(各室の面積がわかるもの)、変更後の収支予算書、職員名簿(新規採用職員については履歴書及び保育士資格証(写))、市町長の意見書(入所児童数の推移表等)

(様式第4号)

番 号  
平成 年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

所在地  
設置主体  
代表者名

保育所長変更届兼所長設置保育単価適用申請書

このたび、下記により所長の変更をしたいので児童福祉法施行規則第37条第6項の規定に基づき届け出ます。

また、保育所運営費国庫負担金交付要綱に基づく所長設置保育単価について、適用されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 保育所名
- 2 変更内容

	変更後	変更前
氏 名		
年 齢		
児童福祉事業に従事した期間	年 月	年 月
所長任用(予定)年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

- 4 申請理由(具体的に)

(添付書類)

- (1) 新任予定者の履歴書(写真添付)
- (2) 理事会等議事録の写し

(注意事項)

この申請書は適用を受けようとする月の1か月前までに提出すること。

(様式第5号)

番 号  
平成 年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

市町長名

保 育 所 長 変 更 届

このたび、下記により所長の変更をしたいので児童福祉法施行規則第37条第4項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 保育所名
- 2 変更内容

	変更後	変更前
氏 名		
年 齢		
児童福祉事業に従事した期間	年 月	年 月
所長任用(予定)年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

- 4 申請理由(具体的に)

(添付書類)

- (1) 新任予定者の履歴書(写真添付)
- (2) 人事発令通知(辞令)の写し

(様式第6号)

番 号  
平成 年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

所 在 地  
設置主体  
代表者名

社会福祉法人理事長変更届

このたび、下記により理事長の変更をしたので、児童福祉法施行規則第37条第5項の規定に基づき関係書類を添えて届け出ます。

記

1 変更内容

	変更後	変更前
氏 名		
年 齢		
就任年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

2 理由 (具体的に)

(添付書類)

- (1) 新理事長の履歴書 (写真添付)
- (2) 新理事長の身分 (身元) 証明書の写し
- (3) 理事会等の議事録の写し
- (4) 変更後の法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) の写し

(注意事項)

この届出は変更のあった日から1か月以内に提出すること。

( 参 考 )

平成 年 月 日

市町長 様

社会福祉法人  
理事長名

保育所登所（行事）バス運行届出書

- 1 保育所名  
所在地
- 2 導入計画
  - (1) 取得方法（寄附又は購入）
  - (2) 導入予定日
  - (3) 取得後の所有者（名義者）
  - (4) 導入予定車両の形式及び定員
- 3 運送計画
  - (1) 運送予定人員
  - (2) 運行区間、距離及び時間帯（登所バス）
  - (3) 行事バス使用行事計画
  - (4) 運転者名
  - (5) 運転者以外の添乗体制

(参考)

(6) 保険の種類及び限度額

4 運送資金計画(年間)

(1) 経費の内訳(年間支出予定額を項目ごとに記載)

(2) 負担内訳(本部会計、施設会計、寄付金等)

5 その他の安全・緊急対策など特に報告すべき事項

(留意事項)

※ 添付書類

- ・有償運送の場合は、陸運支局提出の「有償運送許可申請書」(写)、または、「許可証」(写)を添付すること。
- ・車種が確認できる資料(車検証の写し、写真等)と運行経路図を添付すること。

( 記入例 )

平成 年 月 日

〇〇市町長 様

社会福祉法人〇〇会  
理事長 〇〇 〇〇

保育所登所 (行事) バス運行届出書

- 1 保育所名 〇〇保育園  
所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地
- 2 導入計画
  - (1) 取得方法 (寄附又は購入)  
理事長〇〇〇〇より寄付  
保育所運営費により購入 (車両価格〇〇円、諸経費〇〇円、計〇〇円)
  - (2) 導入予定日  
平成〇〇年〇〇月〇〇日
  - (3) 取得後の所有者 (名義者)  
社会福祉法人〇〇会
  - (4) 導入予定車両の形式及び定員  
トヨタハイエース ABC-1234 大人7人+子ども18人乗り
- 3 運送計画
  - (1) 運送予定人員 20名
  - (2) 運行区間、距離及び時間帯 (登所バス)  
往路: 〇〇町〇〇地区~〇〇地区、全行程20km、午前〇時~〇時  
復路: 〇〇町〇〇地区~〇〇地区、全行程20km、午後〇時~〇時
  - (3) 行事バス使用行事計画  
別紙のとおり
  - (4) 運転者名  
〇〇〇〇及び〇〇〇〇

( 記入例 )

(5) 運転者以外の添乗体制  
保育士が交代で1名添乗

(6) 保険の種類及び限度額  
〇〇損保、対人無制限、対物無制限

4 運送資金計画 (年間)

(1) 経費の内訳 (年間支出予定額を項目ごとに記載)

燃料費: 〇〇〇円 (月額〇〇円×12月)

整備費: 〇〇〇円 (車検費用含む)

租税公課: 〇〇〇円

保険料: 〇〇〇円

合計: 〇〇〇円

(2) 負担内訳 (本部会計、施設会計、寄付金等)

施設会計

保護者負担あり (月額〇〇円)

5 その他の安全・緊急対策など特に報告すべき事項  
添乗する保育士が園児乗降の際に安全確認を行う。  
携帯電話を常備し、緊急時の連絡体制を確保する。

(留意事項)

※ 添付書類

- ・有償運送の場合は、陸運支局提出の「有償運送許可申請書」(写)、または、「許可証」(写)を添付すること。
- ・車種が確認できる資料(車検証の写し、写真等)と運行経路図を添付すること。



○保育所入所手続き等に関する運用改善等について

(平成八年六月二八日)

(児保第一二号)

(各都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長あて厚生省児童家庭局企画課長・厚生省児童家庭局保育課長通知)

標記については、平成八年三月二七日児発第二七五号により通知したところであるが、その具体的な取扱い及び関係通知の改正を左記のとおり取りまとめたので、貴管下市区町村及び保育所に対し周知されたい。

記

第一 具体的な取扱い

(問一)「保育に欠ける」要件の確認に関しては、客観的挙証資料の整備が必要とされてきたが、これが不要となるのか。

(答)

市区町村担当者の面接調査、電話照会、窓口における事情聴取等により、的確に確認できればそれをもって足りるものとする。

なお、この場合、確認した旨を記録にとどめておくこととする。

(問二)月途中入退所の希望がある場合、市区町村において必ず、月途中から措置の開始又は解除をしなければならないか。

(答)

月途中の措置の開始又は解除を行うかどうかは市区町村の判断である。

(問三)月途中で措置の開始又は解除をした場合、市区町村において必ず、日割の措置費支弁・費用徴収を行わなければならないか。

(答)

一 日割による措置費の支弁について

月途中で措置の開始又は解除を行った場合は、日割の措置費の支弁を行うことが望ましい。

しかしながら、市区町村の実情に応じて、日割によらず月単位(月額保育単価)で支弁を行うこととしてもやむを得ないものとする。

ただし、いずれの場合も、国との精算は、昭和五一年四月一六日厚生省発児第五九号の二「児童福祉法による保育所措置費国庫負担金について」(以下「交付要綱」という。)に定める日割の算式により行う。

二 日割による費用徴収について

月途中で措置の開始又は解除を行った場合の扶養義務者からの費用徴収の方法については、市区町村の判断に委ねる。

ただし、国との精算は、交付要綱に定める日割の算式により行う。

(問四)従来、保育単価の年齢区分は、入所措置が行われた日の属する月の初日の年齢を用いており、その年度が終わるまでの間その年齢とすることとされているが、月途中入所児童の場合はどうなるのか。

(答)

月途中入所児童の場合も同様であり、従来の取扱いを変更するものではない。

(問五)交付要綱の日割の措置費支弁・費用徴収の算式における「月途中入所日」及び「月途中退所日」とはいずれの日をいうのか。

また、「開所日数」とはどのように考えればよいか。

(答)

「月途中入所日」とは措置が開始された日であり、「月途中退所日」とは措置が解除された日である。

また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数である。

したがって、各保育所の自主的な休所日等(例えば、お盆休みの休所や行事の代替休所)については、「開所日数」として取り扱うこととする。

(問六)月途中で、すでに入所している児童の兄弟姉妹が入退所した場合(同一世帯から二人以上の児童が措置された場合)の徴収金の軽減の取扱いについてはどうなるのか。

(答)

月途中入所の場合において、月途中入所児童が軽減を受けることとなる場合は月途中入所の日から軽減を行い、すでに入所している児童が軽減を受けることとなる場合は月途中入所のあったその月初日の時点から軽減を行うこととする。

月途中退所の場合において、月途中退所児童が軽減を受けていた場合は月途中退所の日の前日まで軽減を行い、月途中退所児童以外の児童が軽減を受けていた場合は、月途中退所児童が退所したその月末日時点まで軽減を行うこととする。

(問七)従来、各月初日の児童数に応じて補助金が交付されていた、乳児保育指定保育所及び産休・育休明け入所予約モデル事業保育所の七人以上分、乳児保育

指定外特例分並びに障害児保育分のそれぞれについて、月途中に入退所した児童に係る分は日割で補助金が交付されるのか。

(答)

市区町村の事務等にかんがみ、当面、従来どおりの取り扱いとする。

(問八)入所措置期間に関して、臨時雇用の保護者の場合に、六か月より更に短い期限を付す取り扱いをしてきたが、今後もこの取り扱いをしてよいか。

(答)

市区町村の判断に委ねる。利用者の負担に配慮して、期間を付す場合の対象者及び期間を精査し、適切に取り扱われたい。

(問九)定員の一〇%の枠内で、母親の産休期間の満了等の理由にかかる児童を優先的に入所させてもよいか。

(答)

市区町村の事情により、優先入所させる児童を判断して差し支えない。

(問一〇)登所バス等の購入費及び修理費、レンタル費、ガソリン費、運転手雇上費、損害賠償保険料等の経費は、どのように負担すればよいか。

(答)

登所バス等に係る経費については、利用する児童の保護者からその実費を徴収することを原則とするが、適正な施設運営が確保されている場合には、施設会計において処理することとしても差し支えない。

なお、登所バス等の購入に当たり、備品等購入引当金及び繰越金を充てることができるものとする。

(問一一)保育所で登所バス等を保有する場合、都道府県や市区町村の許可が必要か。

(答)

一義的には保育所の判断で足りる。なお、地域に保育所が複数ある等の事情により、通所地域等を行政において調整する方が適切な場合は、都道府県や市区町村が指導を行うこともあり得る。

## 第二 関係通知の改正

昭和五七年五月二五日児企第一八号「児童福祉法による収容施設措置費国庫負担金交付基準等の運用上の疑義及び回答について」の別紙の第二中間一及び問七をそれぞれ次のように改正する。

問一 削除

問七 削除

○「保育所運営費の経理等について」の運用等について

平成12年6月16日 児保第21号  
各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長  
宛 厚生省児童家庭局保育課長通知

注 平成19年3月30日雇児保発第0330006号改正現在

保育所運営費の経理等については、「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日児発第299号）及び「『保育所運営費の経理等について』の取扱いについて」（平成12年3月30日児保第12号）等によりお示ししているところであるが、今般、以下のとおり問答を取りまとめたので、御了知いただくとともに、貴管下関係機関及び保育所に対して周知徹底を図られるよう、お願い申し上げます。

○この通知における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
運営費	保育所運営費
児発第299号通知	「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日児発第299号通知）
新会計基準	「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日社援第310号通知）
雇児発第0312001号通知	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号通知）
経理規程準則	「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」（昭和51年1月31日社施第25号通知）
民改費	民間施設給与等改善費
児保第12号通知	「『保育所運営費の経理等について』の取扱いについて」（平成12年3月30日児保第12号通知）
発児第59号の5通知	「『児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について』通知の施行について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5）
社援施第9号通知	「措置費（運営費）支弁対象施設における社会福祉法人会計基準の適用について」（平成12年2月17日社援施第9号通知）
児保第13号通知	「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」（平成12年3月30日児保第13号通知）

（問1） 児発第299号通知を適用するためには、新会計基準に基づく経理処理を行わなければならないのか。

Ⅲ 保育所 10 経 理

(答)

- 1 運営費については、従来、社援施第39号通知に基づき取り扱われてきたところであるが、平成12年度分の運営費から、社援施第39号通知の適用から除外され、経理を経理規程準則により処理するか新会計基準により処理するかに関わらず、児発第299号通知に基づき取り扱うこととなる。
- 2 民改費の管理費加算相当額を限度として児発第299号通知の別表2に掲げる経費等のうち保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（借入金の償還金及びその利息を含む。）以外の経費等に対して充当する社会福祉法人、又は民改費の管理費加算相当額を超えて別表2に掲げる経費等に対して充当する社会福祉法人にあっては、新会計基準により経理処理を行わなければならないものである。雇児発第0312001号通知（平成16年3月12日）の1の(4)についてのみ要件を満たさない法人について定める弾力運用のみを行うもの以外については、新会計基準により経理処理を行うよう指導されたい。
- 3 なお、経理規程準則により経理処理する場合には、児発第299号通知及び児保第12号通知中の文言を以下のように読み替えて適用するものとする。

児発第299号通知中の文言	読み替え後の文言
事務費	管理費
積立預金	引当金
積み立て	繰り入れ
積立支出	引当金繰入
雇児発第0312001号	雇児発第0312001号。以下「雇児発第0312001号通知」という。
当期末支払資金残高	繰越金
積立目的	引当目的
施設に係る経理区分	施設会計
施設経理区分	施設会計
本部経理区分	本部会計
別表3の収支計算分析表	社援施第39号通知の別表3の収支計算分析表
保育所に係る経理区分	施設会計
当期資金収支差額	当期繰越金
事務費又は	管理費又は
支払資金残高	繰越金

(問2) 児発第299号通知の1(3)に関して、人件費積立預金、修繕費積立預金及び備品等購入積立預金についての繰入限度額が示されていないが、単年度繰入限度額及び累積限度額ともに繰入限度額はないと考えてよいのか。

(答) これら3種の積立預金について、単年度繰入額及び累積限度額ともに制限を設けていない。これは、これらの取扱いについて行政的に一律に制限を設けるのではなく、第一義的には運営主体内部の合理的な判断に委ねるべきという考え方からである。したがって、単年度繰入額及び累積限度額の如何について行政が運営主体に対して何らかの指摘をすることは通常予定されていないが、これらの額が合理的な範囲を著しく逸脱しているような例外的場合においては、まず運営主体内部で適正化が行われるよう行政として注意喚起するなどの行為は妨げられないものと解すべきである。

なお、単年度の積立支出及び当期資金収支差額の合計額が当該施設に係る経理区分の経常収入の5%を上回る場合は、児発第299号通知の5(2)④により、収支計算分析表の提出を要することとなる。

(問3) 児発第299号通知の1(4)及び別表2に関して、発児第59号の5通知の規定により、民改費の加算停止となっている場合にも、児発第299号通知の別表2に掲げる経費に充てることができるか。

(答) 発児第59号の5通知の第1の3(5)に規定するとおり、児発第299号通知の別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって同通知の1(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものについては、民改費が加算されたものと仮定してこれを行って差し支えない。

(問4) 児発第299号通知の1(4)及び別表2に関して、平成12年3月30日以前において、老人デイサービス事業に係る建物の整備費の借入金の償還を、保育所の施設会計からの法人本部会計繰入により毎年度計画的に行ってきたが、従来どおりこれを行ってよいのか。

(答) 児発第299号通知においては、一定の範囲での充当先は同一の設置者が設置する保育所及び同一設置者が実施する子育て支援事業に係る経費等に限定しているところである。ただし、平成12年3月30日において、既に同一法人が運営する他の社会福祉施設の整備に係る借入金の償還金に現に充当している場合又は充当することとした償還計画が確定している場合であって、償還財源の切替え等の検討を十分に行った上、それでもやむを得ない場合は、当該償還金の額の範囲において充当を行うことは経過的に認められるものとする。

### Ⅲ 保育所 10 経 理

(問5) 児発第299号通知に「保育所の土地又は建物の賃借料」とあるが、敷金等を含むのか。

(答) 児発第299号通知にいう「賃借料」とは、賃借に伴って必然的に生ずる対価のことをいうものであって、敷金、礼金、更新料等も含まれ得る。

(問6) 児発第299号通知に「土地又は建物の賃借料」とあるが、従来、理事長から無償貸与されていた土地について、賃借契約を締結し、賃借料を支払うことができるか。

(答) 従来から無償貸与されていた場合は、貸し主が変更になる等の特段の事情がなければ、そのまま無償貸与とすることが望ましい。

(問7) 児発第299号通知の1(4)、(5)及び別表2に関して、平成11年度以前の借入金の償還金も対象となるのか。

(答) 平成11年度以前の借入金に係る平成12年度以降の償還金に対して、充当することは可能である。

(問8) 児発第299号通知の保育所施設・設備整備積立預金の経理上の取扱いはどのようなになるのか。

(答)

- 1 新会計基準における貸借対照表の一本化に伴い、保育所については、各施設ごとに積立金・積立預金の累計額が把握できるよう、それぞれの経理区分ごとに各積立金・積立預金の累計額に係る明細表を作成することとされている（児保第13号通知の4）。したがって、複数の保育所を経営している場合にあっては、「保育所施設・設備整備積立金」及び「保育所施設・設備整備積立預金」について、各保育所の経理区分から積立支出された額の累計額を当該経理区分ごとの積立（預）金累計額として明細表を作成することとなる。
- 2 保育所の増改築を行う場合には、増改築を行う当該保育所に係る経理区分において、施設・設備整備を行う年度に、当該経理区分に係る積立金累計額の範囲で積立金を取り崩し、「保育所施設・設備整備積立預金取崩収入」を計上して施設・設備整備費に充てることとなる。
- 3 「保育所施設・設備整備積立預金」の各保育所の経理区分ごとの積立金累計額は一義的には、当該経理区分に係る保育所の増改築に充てることを目的とした積立金であることから、同一の設置者が設置する他の保育所の増改築又は創設に充てようとする場合には、
  - ① 児発第299号通知の1(4)により、積立目的以外に使用するものとして事前に協



「保育所運営費の経理等について」の運用等について

議を求め、当該増改築又は創設に充てられることを確認する等の審査を行って適当と認められる場合

② 児発第299号通知の1(6)により事前に貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人である場合は理事会）において承認された場合

には、当該増改築又は創設に必要な額を積立金から取り崩して「保育所施設・設備整備積立預金取崩収入」に計上した上で、当該増改築又は創設に係る保育所の経理区分に繰り入れて使用することを認めて差し支えない。

4 保育所の創設の場合には、施設・設備整備を行う年度に、創設される保育所に係る経理区分を設け、当該経理区分に「保育所施設・設備整備積立預金取崩収入」を繰り入れて使用することとなる。

5 なお、保育所施設・設備整備積立預金から土地取得に要する費用を取り崩すことができるのは、当該保育所の増改築に係る計画について、都道府県知事（当該保育所の設置主体が社会福祉法人である場合は理事会）の承認を得るとともに、都道府県及び市町村など関係行政機関との事前協議及び地元調整が終了しており、施設の整備が確実な場合に限るものとする。

（問9） 児発第299号通知の別表2等における租税公課とは具体的には何を指すのか。

（答） 保育所の運営に関して、個人立の保育所の場合に課せられる所得税、営利法人立の保育所の場合に課せられる法人税等が考えられる。

（問10） 児発第299号通知の1(5)に関して「同一の設置者が実施する子育て支援事業」とあるが、具体的にどのような事業をいうのか。

（答） 子育て支援事業とは、児童福祉法第21条の27に規定する放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び児童福祉法施行規則第21条の19に規定する10種類の事業（従って合計12種類の事業）をいう。

児童福祉法施行規則第21条の19に規定する10種類の事業とは、通常、乳幼児健康支援一時預かり事業（産褥期ヘルパー・訪問型一時保育・病後児保育）、家庭訪問支援事業、トワイライトステイ事業、家庭的保育事業、一時保育事業、特定保育事業、ファミリー・サポートセンター事業、つどいの広場事業及び地域子育て支援センター事業等と呼ばれているものを指す。例えば、保育所と一体的に運営している児童館等において実施される子育て支援事業についても、ここでいう子育て支援事業に該当するものとして差し支えない。

子育て支援事業に該当するかどうかについては、国の補助を受けて実施している事業に限るものではなく、国の補助を受けていなくても、同内容の事業を実施している

### Ⅲ 保育所 10 経 理

場合には該当することとなる。また実施している事業がこうした事業名で呼ばれていない場合でも、事業内容が同様であれば子育て支援事業に該当することとなる。

したがって、子育て支援事業に該当するかどうかについては、事業内容に即して判断する点に留意されたい。

なお、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた認定子ども園における児童福祉法第39条に規定する児童以外の児童に対する保育を行う事業（以下「保育所型認定子ども園の幼稚園機能部分」）についても子育て支援事業に該当するものであること。

(問11) 児発第299号通知の1(5)の②アに関して、第三者評価の受審及び結果の公表は、具体的にどのように行うのか。

(答)

- 1 第三者評価の受審は、自己評価、利用者の意向及び第三者評価機関によるサービスの質の向上や経営の改善を図るためのものであり、その結果が次年度の事業計画に反映されていること。

このため、原則として局長通知の1(5)の②の通知（「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(平成16年5月7日雇児発第0507001号、社授発第0507001号、老発第0507001号)）で示す指針に基づく第三者評価を受審し、公表すること。

- 2 第三者評価の結果の公表については、保育サービスの利用者のみならず、一般に対しても、ホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。

(問12) 児発第299号通知の1(5)の②イに関して、「入所者等に対する苦情解決処理の仕組みの周知」、「第三者委員の設置」及び「入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表」は具体的にどのように行うのか。

(答)

- 1 入所者等に対する苦情解決の仕組みの周知については、施設に配置される苦情解決責任者が、施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名や連絡先並びに苦情解決の仕組みについて周知し、随時、入所者等からの苦情を受け付けていること。
- 2 第三者委員の設置については、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者又は世間からの信頼性を有する者を設置し、定期的に第三者委員会を開催するなど、迅速な対応を行っていること。
- 3 入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表については、保育サービスの利用者のみならず、一般に対しても、ホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。

(問13) 児発第299号通知の2(1)及び3(2)に関して、当該保育所を設置する「法人本部の運営に要する経費」の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。

(答) 前期末支払資金残高を当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費として支出できる対象経費は、当該保育所設置法人の事務費であって、社会福祉法人会計基準に定める資金収支予算内訳表及び資金収支決算内訳表の本部経理区分に勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費とし、いずれも保育所の運営に関する経費に限り認められるものであること。

ただし、当該保育所を設置する法人の役員等が保育所の施設長等を兼務している場合の役員報酬は対象経費として認められない。また、例えば役員報酬については、勤務実態に即して支給しており、役員報酬規定等を整備した上で支給しているものなど、人件費・事務費を問わず、保育所の運営に関する経費に限り認められるものであること。

(問14) 児発第299号通知の4(2)に関して、「当該法人の経営上止むを得ない場合」とは具体的にどのような状況をいうのか。

(答) 具体的には、次のような事例が考えられる。

- 1 当該法人内の他の施設経理区分において補助金収入（措置費及び運営費を含む。）の遅れ等により、資金不足が生じた場合
- 2 当該法人内の施設経理区分において都道府県補助金収入が予定より遅れたため、資金不足を生じた場合
- 3 当該法人内の収益事業において、一時的な資金不足が生じた場合

なお、いずれの場合においても真に止むを得ないと認められる場合であって、かつ当該年度内に返済が確実である場合に限られるものである。

(問15) 児発第299号通知の4(2)に関して、本部経理区分への貸付の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。

(答) 運営費等の同一法人内における貸付のうち、本部経理区分に対しての貸付について、社会福祉法人会計基準に定める資金収支予算内訳及び資金収支決算内訳表の本部経理区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費とし、いずれも社会福祉事業、公益事業又は収益事業に関する経費に限り認められるものであること。

(問16) 民政費停止等となる場合はどのような場合か。

(答) 発児第59号の5通知の事由により、民政費が加算停止され得ることがある。

### Ⅲ 保育所 10 経 理

なお、民改費は、余剰がなく給与改善等に支障を来すおそれのある民間施設における、公・私施設間の職員給与格差の是正などを目的としており、配当に対して支出が行われている保育所においては、その性質上、対象とならないものである。

(問17) 発児第59号の5通知に関して、事業年度の翌年度に使用範囲に定める以外の支出等が判明した場合の民改費の加算停止は、使用範囲に定める以外の支出等があった年度における民改費を加算停止するのか。それとも判明した年度における民改費を加算停止するのか。

(答) 発児第59号の5通知に基づく民改費の加算停止は、設置者から提出された財務諸表に基づいて判断するため、例えば、平成12年度の財務諸表を平成13年度に確認した結果、使用範囲に定める以外の支出等が判明した場合は、平成13年4月から平成14年3月までの民改費加算を停止することとなる。

なお、年度途中の監査等により、入所児童の処遇等に不適切な事由が認められる場合は、発児第59号の5通知に基づき、年度途中から改善措置が講じられるまでの間であって必要と認められる期間、民改費の管理費加算分等の減額を行うことが可能である。

(問18) 児発第299号通知の6に関して、運用収入の取扱い如何。

(答) 運用収入については制限を設けていない。

(問19) 児発第299号通知の1(4)、(5)及び別表2に関して、「保育所の土地又は建物の賃借料」には、駐車場も含まれるのか。

(答) 保護者の送迎用の駐車場については、保護者全員が利用するものでないことから、利用する児童の保護者からその実費を徴収することが原則であるが、適正な施設運営が確保されている保育所において、保育所周辺の交通事情等により地域住民等から駐車場の設置が求められ、保育所として駐車場の賃借が必要となった場合には、児発第299号通知の別表2の「保育所の土地又は建物の賃借料」に含まれるものとして、同通知の1の(4)及び(5)により、支出が可能である。

(問20) 登所バス以外の行事を目的とした車の購入に運営費を充てることは可能か。

(答) 登所バス以外の行事を目的とした車の購入については、都道府県、市町村において使用目的、使用度などの判断を十分加えた上で、備品等購入積立預金及び当期末支払資金残高を充てることとして差し支えない。

なお、登所に用いるバスやワゴンについては、「保育所入所手続き等に関する運用

「保育所運営費の経理等について」の運用等について

改善等について」(平成8年6月28日児保第12号)の第1の問10及び11に定めるとおりである。

(問21) 児発第299号通知の2(2)の当期末支払資金残高について、「当該年度の運営費収入の30%以下の保有とすること。」とは、どういうことか。

(答) 今回の通知は今年度(平成16年度)運営費からの適用であるが、「当該年度の運営費収入の30%以下の保有とすること。」とは、平成16年度決算時に計上されている当期末支払資金残高について、当該施設が当該年度に受け入れた運営費収入の30%以下であることをいう。

(問22) 私立認定保育所における児発第299号通知の1(4)(5)の「民改費加算相当額」、1(5)の「運営費の3か月分に相当する額」の算定はどのようになるのか。

(答) 交付要綱の保育所徴収金(保育料)基準額表の備考の2の記述のとおり、民間施設等給与改善費は保育料に含まれていないことから、1(4)及び(5)における「民改費加算相当額」については、私立認定保育所とそれ以外の保育所における差違はない。  
また、私立認定保育所における1(5)の「運営費の3か月分に相当する額」は、当該年度の4月から3月までの12か月の市町村の支弁額の4分の1の額となる。

(問一〇)登所バス等の購入費及び修理費、レンタル費、ガソリン費、運転手雇上費、損害賠償保険料等の経費は、どのように負担すればよいか。

(答)

登所バス等に係る経費については、利用する児童の保護者からその実費を徴収することを原則とするが、適正な施設運営が確保されている場合には、施設会計において処理することとしても差し支えない。

なお、登所バス等の購入に当たり、備品等購入引当金及び繰越金を充てることができるものとする。

(問一一)保育所で登所バス等を保有する場合、都道府県や市区町村の許可が必要か。

(答)

一義的には保育所の判断で足りる。なお、地域に保育所が複数ある等の事情により、通所地域等を行政において調整する方が適当な場合は、都道府県や市区町村が指導を行うこともあり得る。

## 11 整備費

(保育所)

### ○平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について

平成21年3月5日 20文科初第1,279号・雇児発第0305005号  
各都道府県知事宛 文部科学省初等中等教育局・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知

注 平成23年6月23日23文科初第405号・雇児発0623第1号改正現在

標記については、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について」（平成21年3月5日20文科初第1,278号・厚生労働省発雇児第0305005号）をもって通知されたところであるが、今般、別紙のとおり「安心こども基金管理運営要領」を定め、平成21年1月27日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知については、速やかに管内市町村に通知されたい。

#### 別紙

##### 安心こども基金管理運営要領

#### 第1 通則

子育て支援対策臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行われる特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。

#### 第2 基金事業

##### (1) 基金の設置

基金は、都道府県がこれを設置するものとする。

##### (2) 基金の設置方法

基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。

##### ① 基金の設置目的